

液化石油ガス容器の軽量容器表示の廃止について（平成25年10月）

液化石油ガス容器につきましては、平成元年当時の社会ニーズの変化や技術・材料の進歩に伴い従来容器と同等以上の強度をもちながら質量の小さい容器（いわゆる軽量容器）の開発が行われ、今日まで製造・流通しております。

他方、LPガスの充填作業においては、軽量容器への過充填による事故の発生が懸念されたため、この事故防止の観点から従来容器と軽量容器を識別するための方法として、刻印打刻による識別表示を行うこととしました。

しかしながら、今般、当工業会でこの取り組みを始めてから24年が経過し、市場に流通している容器のほとんどが軽量容器となっている状況にあり、軽量刻印の打刻の必要性はすでに消滅したものと判断するに至りましたので、平成25年末をもって新規製造容器への軽量表示の打刻を廃止することとしました。

本件、廃止措置につきまして関係の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。